

主眼事項及び着眼点(指定訪問入浴介護事業)

主眼事項	着眼点	自己評価
【介護給付費の算定及び取扱い】 1 基本的事項	(1) 指定訪問入浴介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、県に事前に届出を行った場合は、この限りではない。	適・否 割引設定の有無 (有・無 / 100)
	(2) 指定訪問入浴介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。	適・否
※ 経過措置 (0.1%上乘せ分)	令和3年9月30日までの間は、所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定しているか。	適・否
2 基準額の算定	利用者に対して、指定訪問入浴介護事業所の看護職員(看護師または准看護師)1人及び介護職員2人が、指定訪問入浴介護を行った場合に1260単位を算定しているか。	適・否
3 身体の状態等に支障を生じるおそれがないと認められる場合の算定	利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、指定訪問入浴介護事業所の介護職員3人が指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。	適・否 事例の有無 (有・無)
4 清拭又は部分浴の場合の算定	訪問時の利用者の心身の状態等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。)を実施したときは、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	適・否 事例の有無 (有・無)
5 事業所の建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物等に居住する利用者に対する算定	指定訪問入浴介護事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者(指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。 指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。	適・否 適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 割引の設定については、介護サービスの種類毎に「厚生労働大臣が定める基準」における単位に対する百分率(〇〇%)を設定する。 割引設定をしている場合、事前に県に届出をしているか。 本県では、全てのサービスについて、1単位=10円である。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費請求書(控) 介護給付費請求明細書(控) 領収証(控) サービス提供票 実績記録 介護給付費算定に係る体制等に関する届出(控) 	<p>法第41条第4項</p> <p>報酬告示の一</p> <p>報酬告示の二</p> <p>報酬告示 附則第12条</p>	<p>報酬告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平12厚生省告示第19号)</p> <p>報酬解釈：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平12老企第36号)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 訪問入浴介護については、人員の算定上、看護職員を介護職員として数えることができる。例えば、訪問する3人の職員のうち2人が看護職員であって差し支えない。 訪問入浴介護の提供に当たる3人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても、所定単位数に100分の95を乗じて得た単位数が算定されることには変わりがないものである。 利用者の身体状況により入浴を見合わせた場合は、訪問入浴介護費を算定できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 主治の医師の意見確認書類 実績記録 	<p>報酬告示 別表の2の注1 解釈 第2の3(1)</p> <p>報酬告示 別表の2の注2 解釈 第2の3(2)</p> <p>報酬告示 別表の2の注3 解釈 第2の3(3)</p> <p>報酬告示 別表の2の注4 解釈準用 (第2の2(14))</p>	
① 「同一敷地内建物等」とは、当該事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(当該事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。)にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。			

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>② 同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の定義 イ 「当該事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、①に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。 ロ この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。また、当該事業所が、第1号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。）と一体的な運営をしている場合、第1号訪問事業の利用者を含めて計算すること。</p> <p>③ 当該減算は、事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないように留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。 （同一敷地内建物等に該当しないものの例） ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合</p> <p>④ ①及び②のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該事業所の事業者と異なる場合であっても該当するものであること。</p> <p>⑤ 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義 イ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。 ロ この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日</p>			

訪問入浴介護

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
6 特別地域訪問入浴介護加算	別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が指定訪問入浴介護を行った場合は、特別地域訪問入浴介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	適・否 特別地域加算 有・無
7 中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号の一)に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	適・否 中山間地域等 加算 有・無
8 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問入浴介護を行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	適・否
9 サービス種類相互の算定関係	利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間に、訪問入浴介護費を算定していないか。	適・否
10 初回加算	指定訪問入浴介護事業所において、新規利用者の居宅を訪問し、指定訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定訪問入浴介護を行った場合は、1月につき200単位を加算しているか。	適・否
11 認知症専門ケア加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位 ※厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示の三の二を参照 ※厚生労働大臣が定める者 利用者等告示の三の三を参照	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。</p> <p>※厚生労働大臣が定める地域 (平成24年厚生労働省告示第120号)</p> <p>※厚生労働大臣が定める施設基準 (施設基準の二) ・1月当たり延訪問回数が20回以下の事業所 ・延訪問回数は前年度(3月を除く。)の1月当たり平均延訪問回数をいう。 ・利用者に事前に説明を行い、同意を得ること。</p> <p>※厚生労働大臣が定める地域 (平成21年厚労省告示第83号の二) ・当該加算を算定する利用者については、運営基準第48条第3項第一号に規定する交通費の支払いを受けることはできない。</p> <p>① 当該事業所の職員が利用者の居宅を訪問し、浴槽の設置場所や給排水の方法の確認等を行った場合に算定が可能である。 ② 初回の指定訪問入浴介護を行った日の属する月に算定すること。</p> <p>① 「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指す。 ② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が2分の1以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数(要支援者を含む)の平均で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要である。</p>		<p>報酬告示 別表の2の注5</p> <p>報酬告示 別表の2の注6 解釈準用 (第2の2(16) ②~④)</p> <p>報酬告示 別表の2の注7 解釈準用 (第2の2(17))</p> <p>報酬告示 別表の2の注8</p> <p>報酬告示 別表の2の口 解釈 第2の3(7)</p> <p>報酬告示 別表の2のハ 解釈 第2の3(8)</p>	<p>施設基準：厚生労働大臣が定める施設基準(平27.3.23厚生労働大臣告示第96号)</p> <p>大臣基準告示：厚生労働大臣が定める基準(平成27.3.23厚生労働大臣告示第95号)</p> <p>利用者等告示：厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
<p>12 サービス提供体制強化加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき以下の所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 44単位 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 36単位 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 12単位</p>	<p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出すること。</p> <p>③ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指す。</p> <p>④ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。 また、当該会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>⑤ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指す。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準 (大臣基準告示の五) (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ① 事業所のすべての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に行うこと。 ③ 事業所のすべての従業者に対し、健康診断等を定期的に行うこと。 ④ 次のいずれかに適合すること。 イ 当訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 ロ 当訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。</p>		<p>報酬告示 別表の2の二 解釈 第2の3(9)</p>	<p>「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知) 「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
<p>13 介護職員処遇改善加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2から12までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 2から12までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 2から12までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	<p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 次のいずれかに適合すること。 ① (1)①から③までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ② 当訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 次のいずれかに適合すること。 ① (1)①から③までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ② 次のいずれかに適合すること。 イ 当訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。 ロ 当訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数7年以上の介護福祉士の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準 (大臣基準告示の六)</p> <ul style="list-style-type: none"> 加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、加算を取得する年度の前年度の2月末日までに、介護サービス事業所等ごとに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。 介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、一括して都道府県知事等に届け出ることができる。 年度の途中で加算を取得しようとする介護サービス事業者は、加算を取得しようとする月の前々月の末日までに、都道府県知事等に提出するものとする。 <p>〔経過措置〕 令和3年3月31日において現に改正前の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っている事業所において、改正後の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っていないものにおける介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。</p>	<p>○介護職員処遇改善計画書 ○実績報告書 ○研修計画書</p>	<p>報酬告示 別表の2のホ</p> <p>別途通知 「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p> <p>報酬告示 附則第2条</p>	

訪問入浴介護

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
14 介護職員等特定処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 2 から12までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 2 から12までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</p>	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
※厚生労働大臣が定める基準 (大臣基準告示の六の二)		報酬告示 別表の2の△ 別途通知 「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」	